

豊平地区の処理方針について

1 要旨・目的

企業局が所有する未着手用地のうち、「豊平地区」について、北広島町との調整結果などを踏まえ、公募売却を処理方針とし、今後必要な準備を進める。

2 現状・背景

- 「豊平地区」は、採算面などから平成12年度に産業団地としての活用を断念し、平成14年度以降、北広島町（旧豊平町）の優良田園住宅事業用地としての活用の検討を進めてきたが、昨年度、同町からこの事業を中止するとの申し出があった。
- このため、令和2年9月17日の建設委員会において、これまで「他用途での利活用」としてきた検討方針を改め、北広島町の意向等を確認しながら方針を整理する旨、説明していた。

3 概要

(1) 対象者

民間事業者

(2) 処理方針

「豊平地区」については、不要財産として現状有姿で公募売却を行うこととする。

【理由】

- 民間事業による造成・分譲の可能性について開発事業者に照会したところ、造成費用及びニーズの観点から企業誘致は困難との回答があった。
- このことを受け、造成・分譲による企業誘致ではなく、直接利用の可能性の観点から、現況の雑木林を利用した事業の実施が見込まれる事業者に対して聴取調査を行ったところ、一定の取得ニーズが期待できるため、売却が見込まれるものと判断した。
- 売却に向けた課題整理を行い、関係機関と調整した結果、ため池、里道・水路の取扱い等について解決の目途が立った。

(3) スケジュール

令和4年度に公募を実施する。（予定）

(4) 予算（単県）

2百万円（令和3年度当初予算の一般管理費により対応する。）

※ 公募売却に向けて、必要な測量登記や不動産鑑定評価などを行う費用。

(5) 事業効果

産業団地としての活用を断念した未着手用地を売却処分することにより、将来のコスト負担を削減し、県民負担の軽減を図る。

(6) 今後の対応

令和4年度の公募実施を目途として、北広島町及び地元と調整しながら、売却範囲の確定や具体的な公募条件の調整等、必要な準備を進める。

4 その他（関連情報等）

「豊平地区」の概要

○所在地：北広島町今吉田

〔 広島北IC(中国自動車道)へ10km,
 国道261号へ5km 〕

○面積：約17.9ha

○現況：山林（1号調整池のみ造成済）

